防災関係要領等

資料 15 千葉県広域消防相互応援協定書に基づく航空特別応援実施要綱

改正 平成 13 年 12 月 1 日千消会第 120 号

(目的)

第1条 この要綱は、千葉県広域消防相互応援協定書(平成4年4月1日締結)第9条の規定に基づき、災害発生地の市町村及び一部事務組合(以下「市町村等」という。)が、回転翼航空機(以下「ヘリ」という。)を使用した航空特別応援を要請する場合の必要な事項について定めるものとする。

(航空特別応援の対象)

- 第2条 航空特別応援の対象とする災害は、ヘリを使用することが消防機関の活動にとって極めて有効であると考えられる場合で、次の各号に掲げる災害とする。
- (1) 地震、風水害その他大規模な自然災害
- (2) 陸上又は海上からの接近が著しく困難な地域で発生した大規模な林野火災
- (3) 高層建築物火災
- (4) コンビナート災害
- (5) 航空機、列車事故等で大規模又は特殊な救急救助事故
- (6) その他前各号に掲げる災害に準じる災害

(航空特別応援の種別)

- 第3条 航空特別応援の種別は、主な任務により次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 調査出動 現場把握、情報収集、指揮支援等のための出動
- (2) 火災出動 消火活動のための出動
- (3) 救助出動 人命救助のための特別な活動を必要とする場合の出動(これに付随した救急搬送活動を含む。)
- (4) 救急出動 重篤傷病者の搬送のための出動で、特別な人命救助活動を伴わないもの
- (5) 救援出動 救援物資、資機材、人員等の輸送のための出動

(航空特別応援の出動限定条件)

- 第4条 航空特別応援の出動限定条件は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 出動時間帯は、原則として日出から日没までとする。
- (2) 気象状態は、災害の発生場所において雲高(地表面から雲までの高さ)300 メートル以上、視程 3,000 メートル以上、風速毎秒 15 メートル以下であるとともに、凍結気象状態でないこと。

(航空特別応援の要請手続)

- 第5条 航空特別応援の必要があると認めた要請側の市町村等の長又は消防長(以下「要請側市町村等の長」という。)は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、応援側の市町村等の長又は消防長(以下「応援側市町村等の長」という。)に要請するものとする。
- (1) 必要とする応援の種別及びその具体的な活動内容
- (2) 応援活動に必要な資機材等

- (3) 離発着可能な場所
- (4) 災害現場の最高指揮者の職及び氏名並びに無線による連絡方法
- (5) 離発着場における資機材の準備状況
- (6) 他の消防機関にヘリの応援を要請している場合は要請した消防本部名
- (7) 現場付近で活動中の他機関の航空機及びヘリの活動状況
- (8) 気象状況
- (9) ヘリの誘導方法
- (10) その他必要な事項
- 2 応援側消防本部の連絡先は、別表のとおりとする。
- 3 航空特別応援の要請は、航空特別応援要請連絡票(様式第1号)によるものとし、電話、ファックス等により明確に連絡するとともに、後日正式文書を送付するものとする。

(航空特別応援の決定通知)

第6条 応援側市町村等の長は、前条の要請に基づき、航空特別応援を行うことが可能と判断した場合は、要請側市町村等の長へ航空特別応援を決定した旨を連絡するものとする。

(航空特別応援の中断)

第7条 応援側市町村等の長は、ヘリを復帰させるべき特別な事態が応援側の市町村等で発生した場合は、要請側市町村等の長と協議のうえ航空特別応援を中断することができるものとする。

(航空特別応援の始期及び終期)

- 第8条 航空特別応援は、ヘリが航空特別応援の命令を受け応援側のヘリポートを離陸した時点 から始まり、ヘリポートに帰着した時点に終了するものとする。
- 2 ヘリが応援側のヘリポート以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して航空特別応援のため 出動すべき命令があったときは、その時点から航空特別応援が始めるものとする。
- 3 ヘリが航空特別応援に出動中、前条の規定に基づき航空特別応援が中断され、応援側の市町村等に復帰すべく命令があったときは、その時点をもって航空特別応援は終了するものとする。

(出動したヘリに対する指揮等)

- 第9条 航空特別応援に出動したヘリに対する指揮は、要請側の市町村等の消防長又は消防団長の定める現場最高指揮者が行うものとする。ただし、ヘリに搭乗している応援側の市町村等の指揮者は、現場最高指揮者の命令内容が、ヘリの運航に重大な支障があると認めた場合は、その旨を現場最高指揮者に通告できるものとする。
- 2 ヘリに搭乗している応援側の市町村等の指揮者は、活動に当たって要請側消防本部の基地局及 び現場最高指揮者と緊密な連絡を行うものとする。
- 3 ヘリと要請側消防本部等あるいは現場最高指揮者の通信連絡は、県内共通波(152.81MHZ)によるものとし、無線の運用統制については、要請側消防本部等の統制に従うものとする。

(航空特別応援の報告)

- 第 10 条 応援側市町村等の長は、ヘリが帰着したときは速やかに応援活動の概要を航空特別応援 活動報告書(様式第 2 号)により、要請側市町村等の長に報告するものとする。
- 2 要請側市町村等の長は、災害が終息したときは速やかに当該災害の概要を航空特別応援災害報告書(様式第3号)により、応援側市町村等の長に報告するものとする。

(要請側の市町村等の事前計画)

- 第 11 条 要請側市町村等の長は、航空特別応援を受ける場合の事前計画を作成しておくものとする。
- 2 前項に規定する事前計画の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 地域防災計画に定める離発着場のうち、ヘリの活動拠点として最適な飛行場外離発着場(以下「臨着場」という。)の位置図等
- (2) ヘリと消防本部等との通信連絡方法
- (3) 臨着場への職員の派遣
- (4) 離発着の伴う一般人及び建物等に対する各種障害の除去等の必要な措置
- (5) 救急救助用資機材及び隊員等の補給体制
- (6) その他必要と認める事項
- 3 前項各号の計画のうち、第1号については飛行場外離発着場調査表(様式第4号)により作成し、 あらかじめ応援側市町村等の長に提出しておくとともに、内容等の変更を行った場合について も同様とする。

(応援側の情報提供)

負担とする。

第 12 条 航空特別応援の応援側市町村等の長は、新規にヘリを保有した場合又は更新した場合若 しくは性能等に変更があった場合は、ヘリコプター性能表(様式第 5 号)により、その情報を各 市町村等の長へ提供するものとする。

(航空特別応援に要する費用の負担区分)

- 第 13 条 航空特別応援に要する費用の負担区分は、次の各号に定めるところによるものとする。 (1)ヘリの燃料費、隊員の出動手当、旅費、日当等応援に直接要する費用は、要請側の市町村等の
- (2)応援中に発生した事故処理に要する土地、建物、工作物等に対する補償費及び一般人の死傷に伴う損害賠償その他の費用は、要請側の市町村等の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により生じた損害は、応援側の市町村の負担とする。
- (3) 前号に規定する要請側の市町村等の負担額は、応援側の市町村等が加入する航空保険により 支払われる金額を控除した金額とする。
- (4) 前3号に規定する以外に要した諸費用の負担については、その都度応援側市町村等の長と要請側市町村等の長が協議し決定するものとする。
- 2 応援側市町村等の長は、航空特別応援が終了した場合は、前号第1号に規定する費用については、航空特別応援に要した費用請求書(様式第6号)により、速やかに要請側市町村等の長に請求するものとする。

(ヘリの事故発生時の連絡)

- 第 14 条 要請側市町村等の長は、航空特別応援のため出動したヘリが、次の各号に掲げる事故を発生した場合は、速やかに応援側市町村等の長に連絡するものとする。
- (1) 人の死傷を伴う事故
- (2) ヘリの重大な損傷事故
- (3) 救難対策を必要とする事故

(緊急出動に関する運用)

第 15 条 第 3 条 4 号に定める救急出動に関する運用については、この要網が定めるもののほか別に定める要領により実施するものとする。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年12月1日から施行する。

別表(第5条関係)

応援側消防本部の連絡先

消防本部名	所 在 地	電話番号	連	絡	先
千葉市消防局	千葉市中央区長洲1丁目2番1号	電話(043)223 - 1831 FAX (043)202 - 1678	消警防	防 i部指	局令課

《様式4 航空特別応援要請連絡表》

《様式5 航空特別応援活動報告書》

《様式6 航空特別応援災害報告書》

《様式7 飛行場外離発着場調査表》

《様式8 航空特別応援に要した費用請求書》

資料 16 財団法人千葉県市町村振興協会広域消防航空特別応援交付金交付要網

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、財団法人千葉県市町村振興協会が市町村及び消防の事務を処理する一部事務組合(以下「市町村等」という。)に交付する広域消防航空特別応援交付金(以下「交付金」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(交付金の目的)

第2条 この交付金は、地震、風水害、林野火災等の大規模災害等に際し、消防用航空機を保有する市町村等が、千葉県広域消防相互応援協定書に基づき千葉県内の市町村の区域を越えて行う航空特別応援(以下「航空特別応援」という。)を迅速かつ円滑に行うことを促進し、もって被災市町村における人命の救助、被害の軽減に資することを目的とする。

(対象とする災害)

第3条 交付金の交付の対象となる災害は、千葉県広域消防相互応援協定書に基づく航空特別応援実施要綱(以下「航空特別応援実施要綱」という。)第2条に規定する災害で、航空特別応援の措置がとられたものとする。

(交付金の申請)

第4条 前条に規定する災害が発生した市町村等の長は、航空特別応援を受けた場合、理事長に対し、当該応援を行った市町村等(以下「応援市町村等」という。)に交付金の交付をするよう申請することができる。

(交付金の決定)

- 第5条 理事長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る内容を審査し、申請内容が適当 と認めたときは、申請のあった市町村等の長に交付金の交付決定をする。
- 2 交付金の額は、航空特別応援実施要綱第 13 条第 1 項第 1 号の規定により要請側の市町村等が 負担すべき費用とする。ただし、その額は、航空特別応援の規模、活動内容等に応じて、300 万円を超えない範囲内において理事長が定める。

(交付金の交付)

第6条 理事長は、前条の交付金の交付決定をしたときは、応援市町村等の長に対し、交付金の 交付通知をする。

2 理事長は、応援市町村等の長の請求に基づき、応援市町村等の長に交付金を交付する。

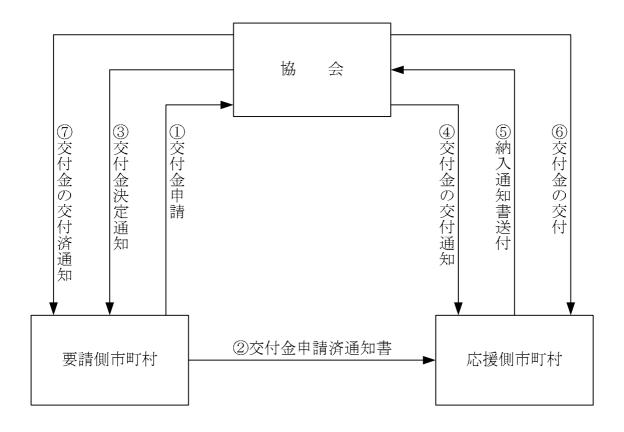
(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が定める。

附則

この要綱は、平成4年10月12日から施行し、平成4年7月20日から適用する。

広域消防航空特別応援交付金申請関係等フローチャート



資料 17 財団法人千葉県市町村振興協会広域消防航空特別応援交付金交付細則

(趣旨)

第1条 この細則は、財団法人千葉県市町村振興協会広域消防航空特別応援交付金交付要綱(以下「要綱」という)第7条の規定に基づき、交付金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(交付申請)

- 第2条 要綱第4条の規定により申請を行うときは、様式第1号の広域消防航空特別応援交付金 交付申請書に航空特別応援実施要綱に定められた様式第1号、様式第2号、様式第3号及び様 式第6号の写しを添付して行うものとする。
- 2 前項の申請を行った市町村等の長は、応援市町村等の長に様式第2号により交付金の交付を申請した旨を通知するものとする。

(交付決定等の通知)

- 第3条 要綱第5条の規定により交付金の交付決定をしたときは、様式第3号により申請のあった市町村等の長に通知するものとする。
- 2 前項の交付決定の通知をした場合、応援市町村等の長に様式第4号による交付金の交付通知を行うものとする。

(交付金の請求)

第4条 応援市町村等の長は、前条第2項の通知を受けたときは、財団法人千葉県市町村振興協会(以下「協会」という)へ納入通知書を送付するものとする。

(交付金の交付)

第 5 条 協会は、前条の納入通知書の送付があったときは、応援市町村等に交付金を交付するとともに、交付金交付申請のあった市町村等の長に様式第 5 号により交付金交付済通知を行うものとする。

附 則

この細則は、平成4年10月12日から施行し、平成4年7月20日から適用する。

《様式9 広域消防航空特別応援交付金交付申請書》

《樣式 10 広域消防航空特別応援交付金交付申請済通知書》

《様式 11 広域消防航空特別応援交付金交付決定通知書》

《様式 12 広域消防航空特別応援交付金交付通知書》

《様式 13 広域消防航空特別応援交付金交付済通知書》

資料 18 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要網

昭和 61 年 5 月 30 日付け消防教第 61 号制定 平成 8 年 11 月 7 日付け消防教第 244 号最終改定

1 目的

この広域航空消防応援実施要綱(以下「要綱」という。)は、消防組織法(昭和 22 年法律第 226号)第 24 条の 3 規定に基づき、大規模特殊災害発生地の市町村が他の都道府県の市町村による回転翼航空機(以下「ヘリ」という。)を用いた消防に関する応援(以下「広域航空消防応援」という。)を要請しようとする場合に、当該応援が円滑かつ迅速に行われるよう要請手続その他必要な事項について定めることを目的とする。

2 用語の定義

(1) 要請側市町村

大規模特殊災害発生地の市町村(常備消防の事務を処理する一部事務組合が設けられている場合は、当該一部事務組合とする。)で、この要綱に基づき広域航空消防応援を要請したもの、また要請しようとするものをいう。

(2) 要請側都道府県

要請側市町村の属する都道府県をいう。

(3) 応援側市町村

へりを所有する市町村(常備消防の事務を処理する一部事務組合が設けられている場合は、 当該一部事務組合を含む。以下この号において同じ。)及び都道府県の保有するへりを用いて 消防業務を行う市町村で、この要綱に基づき広域航空消防応援を実施したもの、または実施し ようとするものをいう。

(4) 応援側都道府県

応援側市町村の属する都道府県をいう。

3 対象とする大規模特殊災害

広域航空消防応援の対象となる大規模特殊災害は次の各号に掲げる災害で、ヘリを使用することが消防機関の活動にとって極めて有効であると考えられるものとする。

- (1) 大規模な地震、風水害などの自然災害
- (2) 山林、離島等、陸上あるいは海上からの接近が著しく困難な地域での、大火災、大災害、大事故等
- (3) 高層建築物の火災
- (4) 航空機事故、列車事故等集団救助救急事故
- (5) その他前記各号に掲げる災害に準ずる災害

4 広域航空消防応援の種別

広域航空消防応援の種別は、主な任務により次の各号のとおり区分する。

(1) 調査出場

現場把握、情報収集、指揮支援等のための出場

(2) 火災出場

消火活動のための出場

(3) 救助出場

人命救助のための特別な活動を要する場合の出場(これに付随する救急搬送活動を含む。)

(4) 救急出場

救急搬送のための出場で、特別な人命救助活動を伴わないもの。

(5) 救援出場

救援物資、資機材、人員等の輸送のための出場

5 広域航空消防応援の要請先の決定

要請側市町村の消防長(消防本部を設置していない要請側市町村にあっては、市町村長とする。以下同じ。)は、広域航空消防応援が必要となったときは、別表に示すへりの応援可能地域並びに搭乗可能な特別救助隊、水難救助隊、山岳救助隊(以下「特別救助隊」という。)の有無及びへりに搭乗可能な救助器具の保有状況を勘案し、広域航空消防応援の要請先市町村(都道府県の保有するへりを用いて消防業務を行う市町村の場合には、当該都道府県とする。)を決定するものとする。

- 6 市町村がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の手続き
- (1) 要請側市町村の消防長は、前項の規定に基づき広域航空消防応援の要請先市町村を決定したときは、直ちに当該要請先市町村の長に報告の上、その指示に従って要請側都道府県の知事へ次の事項を明らかにして広域航空消防応援の要請を行うものとする。この場合においては、同時に応援側市町村の消防長へも同様の連絡を行うものとする。
 - ア 要請先市町村
 - イ 要請者、要請日時
 - ウ 災害の発生日時、場所、概要
 - エ 必要な応援の概要
- (2) 要請側都道府県の知事は、前号の要請があり、かつ、必要があると認める場合は、消防庁長官へ要請を行うものとする。
- (3) 消防庁長官は、前号の要請があり、かつ、必要があると認めるときは、応援側都道府県の知事に対し要請を行うものとする。
- (4) 応援側都道府県の知事は、前号の要請があった場合は直ちに応援側市町村の消防長を通じて 当該応援市町村の長に要請を行うものとする。
- (5) 要請側市町村の消防長は、第1号により広域航空消防応援の要請を行った場合には、できるだけ速やかに次の事項を応援側市町村の消防長へ通報しなければならない。この場合においては、同時に要請側都道府県の知事へも同様の連絡を行うものとし、要請側都道府県の知事から消防庁長官、応援側都道府県の知事から消防長への連絡は、第2号から第4号までの規定に準じて行うものとする。
 - ア 必要とする応援の具体的内容
 - イ 応援活動に必要な資機材等

- ウ 離発着可能な場所及び給油体制
- エ 災害現場の最高指揮者の職、氏名及び無線による連絡の方法
- オ 離発着場における資機材の準備状況
- カ 現場付近で活動中の他機関の航空機及びヘリの活動状況
- キ 他にヘリの応援を要請している場合のヘリを保有する市町村の消防本部名又はヘリを保有 する都道府県
- ク 気象の状況
- ケ ヘリの誘導方法
- コ 要請側消防本部の連絡先
- サ その他必要な事項

7 市町村がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の決定通知

- (1) 応援側市町村の消防長は、前項の広域航空消防応援の要請に基づいて応援を行うことが可能 と判断した場合には、当該応援側市町村の長に報告の上、その指示に従って応援側都道府県の 知事に通知するものとする。この場合においては、同時に要請側市町村の消防長へ応援を決定 した旨を連絡するものとする。
- (2) 応援側都道府県の知事は、前号の通知を受けた場合は、直ちに消防庁長官へ通知し、消防庁 長官は要請側都道府県の知事に、要請側都道府県の知事は要請側市町村の消防長を通じて当該 要請側市町村の長へ通知するものとする。

8 都道府県がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続き及び決定の通知

都道府県がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続き及び決定通知については、前2項を準用する。この場合において、第6項第1号中「前項」とあるのは「第5項」と、「要請先市町村」とあるのは「要請先都道府県」と、「応援側市町村の消防長」とあるのは「応援側都道府県の知事」と、同項第4号中「前号の要請があった場合は直ちに」とあるのは「前号の要請があり、かつ、当該都道府県の保有するヘリの運航が可能であると認めるときは直ちに」と、同項5項中「次の事項を応援側市町村の消防長へ」とあるのは「次の事項を応援側都道府県の知事へ」と、第7項第1号中「通知するものとする。この場合においては、同時に要請側市町村の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとする。」とあるのは「通知するものとする。」と、同項第2号中「直ちに消防庁長官へ通知し、消防庁長官は」とあるのは「直ちに消防庁長官へ通知するとともに、同時に要請側市町村の消防長へ連絡するものとし、消防庁長官は」と読み替えるものとする。

9 広域航空消防応援の中断

- (1) 応援側市町村の都合でヘリを復帰させるべき特別な事情が生じた場合は、応援側市町村の長は要請側市町村の長と協議して広域航空消防応援を中断することができる。
- (2) 都道府県がヘリを保有する場合においては、当該都道府県の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じたときについては、前号を準用する。この場合において、「応援側市町村の長」とあるのは「応援側都道府県の知事」と読み替えるものとする。

- (3) 前2号により広域航空消防応援を中断したときは、第7項又は前項において準用する第7項 に準じてその連絡を行うものとする。
- 10 広域航空消防応援の始期及び終期
- (1) 広域航空消防応援は、第2号及び第3号に定める場合を除きヘリが広域航空消防応援の命を受けてヘリポートを出発したときから始まり、ヘリポートに帰着したときに終了するものとする。
- (2) ヘリがヘリポート以外の場所にあるとき、飛行目的を変更して広域航空消防応援に出場すべき命令があったときは、そのときから広域航空消防応援は始まるものとする。
- (3) ヘリが広域航空消防応援に出動中に前項の規定に基づき広域航空消防応援が中断され、復帰すべき命令があったときは、そのときをもって広域航空消防応援は終了するものとする。
- 11 広域航空消防応援のため出動したヘリの指揮等
- (1) 広域航空消防応援のため出動したヘリの指揮は、要請側市町村の長の定める災害現場の最高 指揮者が行うものとする。この場合において、当該ヘリに搭乗している指揮者がヘリの運航に 重大な支障があると認めたときは、その旨、最高指揮者に通告するものとする。
- (2)当該ヘリに搭乗している指揮者は活動に当たって要請側市町村の消防本部の基地局及び災害 現場の最高指揮者と緊密な連絡を取るものとする。
- 12 広域航空消防応援に係る要請側市町村の事前計画等
- (1) 要請側市町村は、広域航空消防応援を受けて消防活動を行う場合の計画をあらかじめ作成しておくものとする。
- (2) 前号の計画を作成した場合は、そのうちの必要事項を要請側都道府県の知事へあらかじめ届けておくものとし、その内容に変更があった場合にも同様な届出を行うものとする。
- 13 要請側都道府県の借置等
- (1) 要請側都道府県は、前項の規定に基づき、要請側市町村が樹立する活動計画の作成について 適切な助言を行うとともに自らも必要な事項についてあらかじめ計画の作成を行うものとす る。
- (2) 要請側都道府県は、前号の計画を作成した場合は、自都道府県内の要請側市町村に示すとと もに、必要事項について消防庁長官へ届け出ておくものとし、その内容の変更があった場合に も同様の届出等を行うものとする。
- 14 応援側市町村及びヘリを保有する都道府県の届出
- (1) 応援側市町村(都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う市町村を除く。)の消防長は、次の事項について、あらかじめ応援側都道府県の知事を通じて消防庁長官に届け出ておくものとする。

なお、新規にヘリを保有した場合及び次の事項に変更が有った場合にも同様とする。

ア 保有へりの性能及び活動能力

- イ 特別救助隊などの隊員数
- ウ 特別救助隊の隊員が使用する「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」別表 1 及び別表 2 のうちへリによる搬送が可能な救助器具(以下「救助器具」という。)の品名、 大きさ、重量、数量
- (2) ヘリを保有する都道府県の知事は、次の事項について、あらかじめ消防庁長官に届け出ておくものとする。
 - ア 保有ヘリの性能及び活動能力
 - イ 当該都道府県内の特別救助隊等の隊員数
 - ウ 特別救助隊の隊員が使用する救助器具の品名、大きさ、重量、数量
- 15 消防庁長官の情報提供
- (1) 消防庁長官は第13項第2号に定める届出を受けた場合は、その内容を応援側都道府県を通じ、応援側市町村の消防本部に提供するものとする。
- (2) 消防庁長官は、前項各号に定める届出を受けた場合には、その内容のうちイ及びウを要請側 都道府県知事を通じ、要請側市町村の消防本部に提供するものとする。
- 16 広域航空消防応援に要する経費の負担分 広域航空消防応援に要する経費の負担分は、次の各号に定めるところによるものとする。
- (1) ヘリの燃料費、隊員の出場手当等応援に直接要する経費については、要請側市町村が負担するものとする。
- (2) 前号の規定に基づき要請側市町村が負担する経費については、要請側都道府県がその一部を補助することができる。
- (3) 応援中に発生した事故の処理に要する経費は、要請側市町村の負担とする。ただし、応援側市町村(都道府県がヘリを保有する場合には、当該都道府県を含む以下この項において同じ。) の重大な過失により発生した損害は、応援側市町村の負担とする。
- (4) 前号に定める要請側市町村の負担額は、応援側市町村の加入する航空保険により支払われる 金額を控除した金額とする。
- (5) 全各号に定めるもの以外に要したその他諸経費の負担については、その都度市町村が協議し 定めるものとする。
- 17 この要綱の実施に関する手続等の細部事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年7月11日から施行する。

資料 19 大規模特殊災害時における広域航空消防応援に係る流山市の事前計画

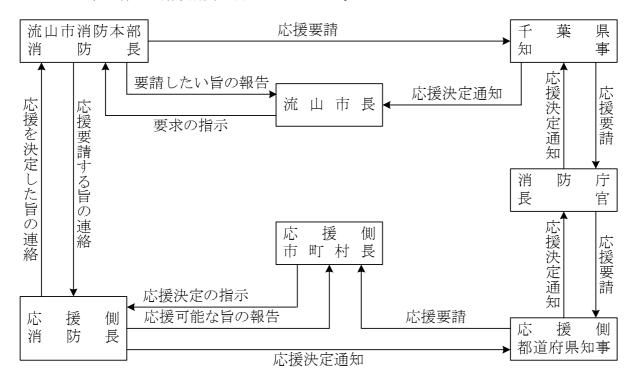
1 目的

この計画は、流山市の区域内に大規模特殊災害が発生し、消防組織法(昭和22年法律第226号)第24条の3の規定により、他の都道府県の市町村による回転翼航空機(以下「ヘリコプター」という。)を用いた消防に関する応援(以下「広域航空消防応援」という。)を要請しようとする場合に、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱及び同細則(昭和61年5月30日付け消防救第61号消防庁次長通知。以下「要綱」、「細則」という。)に定めるものの他、当該応援が円滑かつ迅速に行われるための本市の要請手続その他必要な事項について定める。

2 要請手続

- (1) 消防長は、広域航空消防応援が必要となり要請先市町村を決定した時は、直ちに市長に報告の上、その指示に従い千葉県知事に対し広域航空消防応援(ヘリコプター)要請連絡表(様式 14。以下「連絡表」という。) から に掲げる事項を明らかにして要請を行う。この場合においては、同時に応援側市町村の消防長へも同様の連絡を行うものとする。
- (2) 消防長は、前項の要請を行った場合には、できるだけ速やかに連絡表 から に掲げる事項を応援側市町村の消防長へ通報しなければならない。この場合においては、同時に千葉県知事へも同様の連絡を行うものとする。

なお、全体の連絡系統図は次のとおりである。



3 連絡体制

広域航空消防応援が円滑かつ迅速に行われるよう本市及びその他関係機関の連絡体制について、 次のとおり定める。

(1) 流山市

	昼・夜連絡先名称		NTT 電話番号	県防災 行政無線 電話番号	県防災 行政無線 FAX 番号	NTT FAX 番号		
	平常	安心安全課	04-	220-721	220-722	04-		
昼	8:30 ~ 17:20	総合安全対策室	7150-6321	220-721	220-722	7150-3309		
間	日曜・休日等	総務部管財課	04-	220 704	220 722	04-		
, 2,	8:30 ~ 17:00	管財係(守衛)	7158-1111	220-721	220-722	7158-4131		
夜	17:20 ~ 8:30	47.00 0.00 EL		04-	04-	220 724	220 722	04-
夜間 17:20	17.20~8:30	同上	7158-1180	220-721	220-722	7158-4131		

(2) 千葉県

昼・夜	連絡先名称	NTT 電話番号	県防災 行政無線 電話番号	県防災 行政無線 FAX 番号	NTT FAX 番号
昼間	消防地震防災課	043-	500-7361	500-7298	043-
9:00 ~ 17:00	/	223-2175	300-7301	300-7290	222-5208
夜間 17:00~9:00	消防地震防災課 防災行政無線統 制室 (委託業者)	043- 223-2178	500-7225	500-7110	043- 222-5219

(3) 応援側市町村の消防本部

消防本部名	連絡・要請 窓口の名称	NTT 電話番号	NTT FAX 番号
仙台市消防局	指令課	022-234-1166	022-234-1150
東京消防庁	総合指令室	03-3212-2111	03-3213-1477
横浜市消防局	指令課	045-332-1351	045-331-5221
川崎市消防局	指令課	044-244-8351	044-211-0111
名古屋市消防局	防災指令課	052-961-0119	052-953-0119
京都市消防局	指令センター	075-212-6750	075-252-1190
大阪市消防局	指令課	06-6543-0119	06-6535-5299

4 ヘリコプター離発着場

広域航空消防応援を受けた場合のヘリコプター離発着場は、次のとおりであり、ヘリコプター の活動拠点とするものである。

なお、各ヘリコプター離発着場の状況は別図、離発着場調査表は様式 15 のとおりである。

番号	ヘリポートの名称	施設管理者	広さ	消防署等からの 所要時間	電話番号	備考
1	流山市上耕地運動	流山市	150m	車(消防本部)	04-	
'	広場	教育委員会	× 125m	約 10 分	7152-9108	
2	流山市総合運動公	流山市	150m	車(消防本部)	04-	
2	園陸上競技場	教育委員会	× 75m	約 10 分	7159-1212	

5 燃料の補給体制

ヘリコプター用燃料 (Jet A -1) の補給については、千葉県とマイナミ空港サービス株式会社との協力体制に基づき給油する。

給油の方法については、当該給油会社と協議の上、ドラム缶搬送による給油または成田国際空港内給油の方法を取る。

なお、空港内で燃料の補給を行う場合は、あらかじめ成田国際空港株式会社運用局長へ成田国際空港使用届(様式 16)を提出し、ヘリコプターの離発着について許可を得なければならない。 ただし、緊急を要する場合にあっては電話等で許可を得、事後速やかに文書を送付するものとする。

燃料の補給等に係る連絡先は次のとおりである。

(1) 燃料補給会社(マイナミ空港サービス株式会社)連絡先

羽田出張所(ドラム缶搬送の場合)

昼・夜	連絡先名称	電話番号	FAX 番号	備考
昼間	給油課	03-5757-9055	03-5757-9085	ドラム缶、常
9:00 ~ 17:00		03-3737-9033	03-3737-9003	叶 クム山、市 時 50 本在庫
夜間	4△六山≐田	02 5757 0055	02 5757 0005	あり 本任庫 あり
17:00 ~ 9:00	給油課 	03-5757-9055	03-5757-9085	עי כש

成田出張所(成田国際空港内給油の場合)

昼・夜	連絡先名称	電話番号	FAX 番号	備考
昼間	給油課	0476-32-6901	0476-32-6902	
9:00 ~ 17:00		0470-32-0901	0470-32-0302	 ・給油車によ
夜間				る給油
17:00 ~ 9:00	給油課	0476-32-6901	0476-32-6902	の約4年
23:00 ~ 5:00	(宿直室)	0476-34-8820	0476-32-6902	

(2) 成田国際空港株式会社連絡先

昼・夜	連絡先名称	電話番号		
昼間	運用管理室	0476-32-2168		
9:00 ~ 17:00	理州自垤至 	04/0-32-2100		
夜間	運用管理室	0476-32-2246		
17:30~9:00	理州官理至	04/6-32-2246		

6 通信

広域航空隊と当市との連絡方法は応援隊と協議の上、消防無線及びそれに代る無線設備を使用 する。

7 職員の派遣

ヘリポートの作成、ヘリコプターの誘導及び給油作業等のため、消防職員をヘリポートに派遣 する。

ヘリポートについては、おおむね次の措置を講ずる。

(1) 散水

(2) ヘリポート標示

ヘリポートには、石灰等により直径 10m以上の円で着陸地点を標示し、緊急やむを得ない場合は、一辺 2m以上の十字で標示する。

なお、やむを得ず日没以降に着陸する場合は照明機や自動車の前照灯等で進入方向の側面 から照明する。また、上空からの目標となるようヘリポートの一角で赤色回転灯を作動させ る。

(3) 風向標示

風向の標示は、原則として吹き流しで行い、着陸地点から 30mから 50m離れた高さ 4mから 5mの位置に設置する。

なお、吹き流しが設置できない場合は、発煙筒を使用する。

(4) ヘリコプターの誘導

ヘリコプターの着陸誘導は、進入方向(ヘリコプターは、おおむね風速

5m/s 以上の場合は風に向かって、また風速 5m/s 未満の場合は障害物の少ない方向から進入する。) を考慮し着陸地点から 15mから 20m離れた風上側または障害物の多い側に位置して誘導する。

なお、風圧に対する服装等を整えておくものとする。

8 資機材の調達

ヘリコプターの応援を受けた場合は、速やかに消火、救助等に必要な資機材を準備する。

各種資機材の当市及び県の保有状況は下表のとおりであり、不足を生じた場合は、次の方法により調達する。

- (1) 空中消火機材及び空中消火薬剤 県に要請し、他都道府県から調達する。
- (2) 救急救助資機材

千葉県広域消防相互応援協定に基づき、近隣市町村等から調達する。

<<市の保有する救急救助資機材 別途表データあり>>

県が保有する空中消火資機材

管理委託先 資機材	自衛隊	市原市	君津市	富津市	安房郡市	夷隅 郡市	長生 郡市	山武 郡市	計
大型ヘリ用散布装置	1基	1基	1基	1基	1基	1基	1基	1 基	8基
吹き流し									2

注) 空中消火資機材については、県が陸上自衛隊第1ヘリコプター団及び 市原市、君津市、富津市、安房郡市、夷隅郡市、長生郡市、山武郡市の 各消防本部に管理委託している。吹き流しについては、県防災センター で管理している。

> 《様式 14 広域航空消防応援(ヘリコプター)要請連絡表》 《様式 15 離発着場調査表》 《様式 16 成田国際空港施設使用届》

9 附則

この計画は、昭和62年5月27日から施行する。

別図

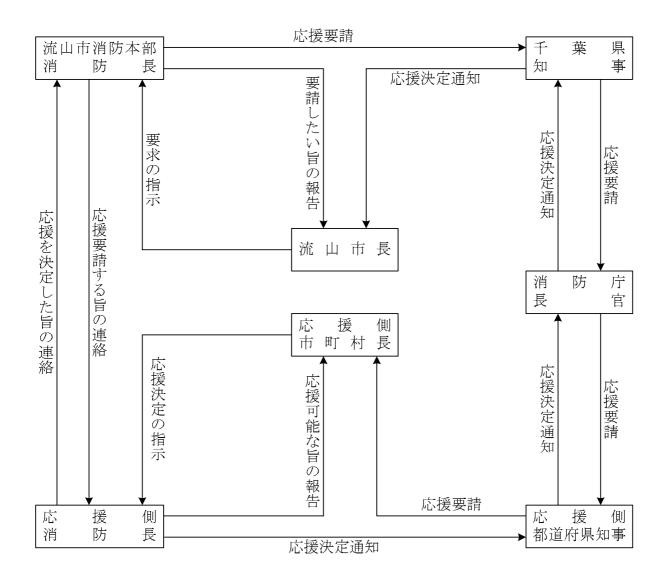
<流山市上耕地運動広場>



<流山市総合運動公園陸上競技場>



資料 20 航空消防応援要請連絡系統図



資料 21 航空特別応援に係る流山市の事前計画

1 目的

この計画は、流山市の区域内に大規模災害、産業災害その他の災害が発生した場合、千葉県下の市町村による回転翼航空機(以下「ヘリコプター」という。)を使用した消防に関する応援を要請しようとする場合に、千葉県広域消防相互応援協定書に基づく航空特別応援実施要綱に定めるものの他、当該応援が円滑かつ迅速に行われるための、本市の要請手続きその他必要な事項について定める。

2 要請手続

- (1) 市長又は消防長は、航空特別応援が必要となり要請先市町村を決定した時は、要請事項等を明らかにして、応援側市町村等の長又は消防長に要請を行う。
- (2) 応援側消防本部の連絡先は、別表のとおりとする。
- (3) 市長又は消防長は、前項の要請を行う場合は、航空特別応援要請連絡表(様式17)によるものとし、電話、ファックス等により明確に連絡するとともに、後日正式文書を送付するものとする。

3 ヘリコプター離発着場

航空特別応援を受けた場合のヘリコプター離発着場は、大規模特殊災害時における広域航空消防応援に係る流山市の事前計画(資料19)の4を準用する。

なお、飛行場外離発着場調査表は、様式18のとおりである。

4 通信

ヘリコプターと消防本部等との通信連絡方法は、県内共通波を使用する。

5 職員の派遣

大規模特殊災害時における広域航空消防応援に係る流山市の事前計画(資料 19)の7を準用する。

ただし、ヘリポートの表示は、直径4m以上の円にHの表示をし、色彩は明瞭な一色とする。

6 資機材

大規模特殊災害時における広域航空消防応援に係る流山市の事前計画(資料 19)の8を準用する。

《様式 17 航空特別応援要請連絡表》 《資料 18 離発着場調査表》

別表

応援側消防本部の連絡先

消防本部名	所 在 地	電話番号等	連絡先
千葉市消防局	 千葉市中央区長洲 1-2-1	電話:043-202-1809	総務課
1 本市市門		FAX: 043-202-1614	NAT (C.6.70M)

別図

<流山市上耕地運動広場>

大規模特殊災害時における広域航空消防応援に係る流山市の事前計画(資料19)の別図を参照。

<流山市総合運動公園陸上競技場>

大規模特殊災害時における広域航空消防応援に係る流山市の事前計画(資料19)の別図を参照。